

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市宇北吸1044番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 舞鶴市 舞鶴市長 鴨田 秋津 電話 0773-66-1064					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	令和元年度を基準に令和4年度までに温室効果ガス（評価対象となる排出量）を10%以上削減する。						
計画を推進するための体制	舞鶴市地球温暖化実行計画【事務事業編】を策定し、計画推進を図るため舞鶴市地球温暖化対策推進委員会を設置						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,678.9 トン	19,380.1 トン	20,727.3 トン	22,949.3 トン	12.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,667.4 トン	18,875.3 トン	20,222.5 トン	22,444.5 トン	9.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	職員による節電・省エネ行動の定着の他、高効率機器の導入等によりエネルギー起源CO2を大きく削減できた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床/100)	147.28	152.80	163.43	180.95	12.53 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		実績に対する自己評価	省エネの取組み及び各施設の電力使用量の削減によりエネルギー使用量を削減できた。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		108.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	公共施設（体育館）のLED化や太陽光発電システムの設置等を実施。					
	(3)年度	公共施設のLED化等を実施。					
	(4)年度	公共施設のLED化等を実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	舞鶴市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】により、エコ通勤を各部署共通の取組みとして位置づけ、各部署で目標設定し、PDCAサイクルにより取組んだ。また、毎月第3木曜日をエコ通勤の日と定め、全庁的にエコ通勤を呼びかけ取組んだ。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	取組みによる効果が認められる一方で、エコ通勤実施者が伸び悩んでおり、更なる推進のために意識啓発や取組みやすい仕組みづくりが必要である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	まいづる環境市民会議（地球温暖化対策地域協議会）の事務局として、地球温暖化防止に資する活動（学校等における環境学習やみどりのカーテン普及活動など）を市民と協働で実施した。また、太陽光・蓄電池など各種補助制度の運用や、環境白書など啓発用印刷物の作成・配布を行った。						
特記事項	第三計画期間からの超過削減量1,514.4トンのうち、第1年度は504.8トン、第2年度は504.8トン、第3年度は504.8トン差し引く						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。